

杉並区児童相談所の開設に向けた準備状況について

令和8年11月の杉並区児童相談所の開設に向けた準備状況について、以下のとおり報告します。

1 施設関連

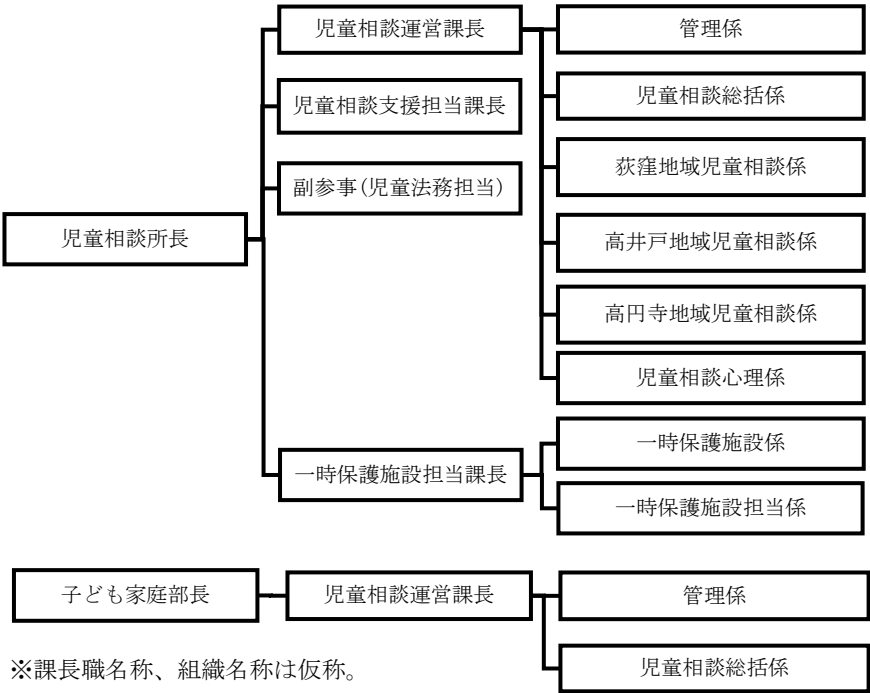
施設整備等に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

8月末	竣工
9月1日	工事監査
上旬	営繕課による竣工検査
中旬	経理課による検査
10月以降	施設警備等業務委託の開始、執務室の移転 関係機関と連携した避難訓練の実施

2 組織・人員等

(1) 組織体制の考え方

- ・児童相談所は、児童福祉法その他関係法令において児童相談所長が行う事務及び区長の権限に属する事務のうち、児童相談所長に委任する事務を所掌する。
- ・また、児童の安全確保や専門的判断を要する事案について、迅速な意思決定と機動的な対応を行う体制とする。
- ・一方、区長の権限に属する事務のうち、「児童養護施設等に係る徴収金の決定」「児童養護施設等に対する補助金等の支払」「里親の普及啓発及び登録」等については、子ども家庭部長の指揮命令の下で事務を執行する体制とする。



(2) 人員配置（予定）の状況

- ・児童相談所（児童福祉司、児童心理司、保健師、事務職員等）83名
- ・一時保護施設（保育士、児童指導員、心理療法担当職員、看護師、事務職員等）66名
- ・このほか、医学診断、愛の手帳の判定、一時保護児童の内科健診及び歯科健診を担う医師・歯科医師に対し、業務の実施を依頼している。

3 ケース等の引継ぎ

(1) ケースの引継ぎ

都立杉並児童相談所に 42 名の職員を派遣し、昨年度引き継いだ施設入所及び里親委託ケース等の対応に加え、8 月から新規ケース（一時保護、在宅指導）への対応を開始している。

(2) その他の引継ぎ

- ・里親関連業務は 5 月から引継ぎを開始し、順次、里親家庭等への訪問を実施している。
- ・愛の手帳の判定は、9 月から、11 月以降の区児相判定枠について予約受付を開始している。

4 運営準備

(1) 児童相談所

【業務委託関連】児童相談システムの開発、里親フォスタリング業務及び夜間・休日電話相談業務の受託事業者の決定等

【運営面】複数・多職種の職員による初期対応の輪番制、夜間・休日輪番制、各種会議体の運営手順の作成

(2) 一時保護施設

【業務委託関連】給食運営業務、警備・清掃・洗濯業務等の受託事業者の決定、シフト管理システムの導入準備

【運営面】タブレット端末を活用した学習支援の準備、日課、生活支援、子どもの意見表明支援（アドボケイト）導入準備

5 一時保護委託先の確保

児童の年齢、心身の状況その他の事情に応じた一時保護委託先を確保するため、杉並区の一時保護委託者の登録等に関する基準条例に基づき、登録を要しない児童養護施設や里親等に加え、基準にあった施設等の登録及び委託先の確保に取り組む。

6 社会的養育推進計画の策定

11 月に開催予定の第 1 回杉並区児童福祉審議会に、杉並区社会的養育推進計画の策定に係る部会の設置について諮問する。計画期間は、令和 10 年度から 11 年度までとする。

7 広報活動

(1) 広報すぎなみ 10 月 1 日号

区立児童相談所開設により、新たな児童相談体制が開始することを掲載する。

(2) 虐待防止講演会・養育家庭体験発表会

日時・場所：11 月 28 日（土）13：30 座・高円寺 2

内容：「ふたつの視点で見る子どもと家庭のかたち

～実体験から“子どもの育ち”をみんなで考える～

(3) オレンジキャンペーン（駅頭広報活動）

日時：11 月中の平日

場所：J R 荻窪駅、高円寺駅、京王井の頭線高井戸駅

内容：児童虐待防止推進キャンペーン及び養育家庭の普及啓発

8 その他

(1) 東京都が検討している児童相談所関連システムへの対応

東京都では、児童自立支援施設における次期システムや入所調整システム等の導入が検討されている。区は、これらのシステムの利用に伴い、児童相談所設置区に求められる費用負担等に対応する。

(2) 児童自立支援施設の大規模修繕等への対応

区は、児童自立支援施設に係る事務を東京都に委託することになっている。都立の児童自立支援施設「誠明学園」及び「萩山実務学校」の改築工事等に伴い、児童相談所設置区に求められる費用負担等に対応する。